



平成29年8月1日

船員災害防止協会 御中

国土交通省海事局
船員政策課労働環境対策室

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正について（通知）

国家資格の認定や事業の登録等の申請手続に係る申請者の負担軽減を図る観点から、今般、添付書類に戸籍謄本等（戸籍謄本及び戸籍抄本）の提出が求められている手続につき、戸籍謄本等に代えて「本籍の記載のある住民票の写し」の提出も可能とする「内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第37号）」が、平成29年6月15日に公布及び施行されたところです。

つきましては、別添1に記載のとおり、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）に規定する船舶に乗り組む衛生管理者の資格認定の手続きについて、戸籍謄本等に代えて「本籍の記載のある住民票の写し」の提出も可能になりましたので、お知らせいたします。

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正

改正後	改正前
第十三条 衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号のいづれかに該当することを証する書類を提示し、かつ、第一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。	第十三条 衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号の一に該当することを証する書類を呈示し、かつ、第一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。